平成２３年（フ）第１２７０号
千葉県船橋市本中山２丁目３番17号　美工中山ハイツ209号
債務者　鈴木　能明
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８６号
千葉県習志野市津田沼２丁目３番41号　ユウハイム２Ｃ号
債務者　竹石　　博
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８９号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目８番地３　ピースハイツ102号室、申立時の住所千葉県市原市能満1898番地40
債務者　伊藤　清貴
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９７号
千葉市若葉区中田町1193番地の106
債務者　大橋　麻美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１４号
千葉県船橋市習志野台１丁目５番４号　ノーブルハイム高根202号
債務者　布施　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３８号
千葉県市川市柏井町１丁目1264番地11
債務者　佐藤　秀和
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６２号
千葉県市原市君塚１丁目10番地７　菊地貸家Ｃ棟
債務者　木戸　幸生
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原イ602番地
債務者　佐藤　俊夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第３６９号
相模原市緑区下九沢2426番地５
債務者　前田　　望（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７０号
相模原市中央区横山台１丁目８番16号　大塚コープ302
債務者　伊澤　明男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８３号
相模原市南区東林間２丁目20番10号　ホワイトハウス相模原201
債務者　井上　利夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８７号
相模原市中央区南橋本２丁目16番22号　ドエルハネギ202
債務者　佐藤　博美（旧姓谷尾）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９３号
相模原市緑区橋本１丁目13番23―105号
債務者　河原美代子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６７号
愛知県稲沢市清水町郷西1047番地１　プレサント清水Ｅ
債務者　三鬼　よみ
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４０９号
愛知県犬山市大字羽黒字八幡東35番地１　オリエントハイム105
債務者　中村　雅明
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１４号
愛知県一宮市松降２丁目５番14―318号　グレイス松降
債務者　西　　俊明
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４２９号
京都市右京区西京極北衣手町56番地　ヤマニ荘12号
債務者　徳永　清隆
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係